# IV 精神保健班

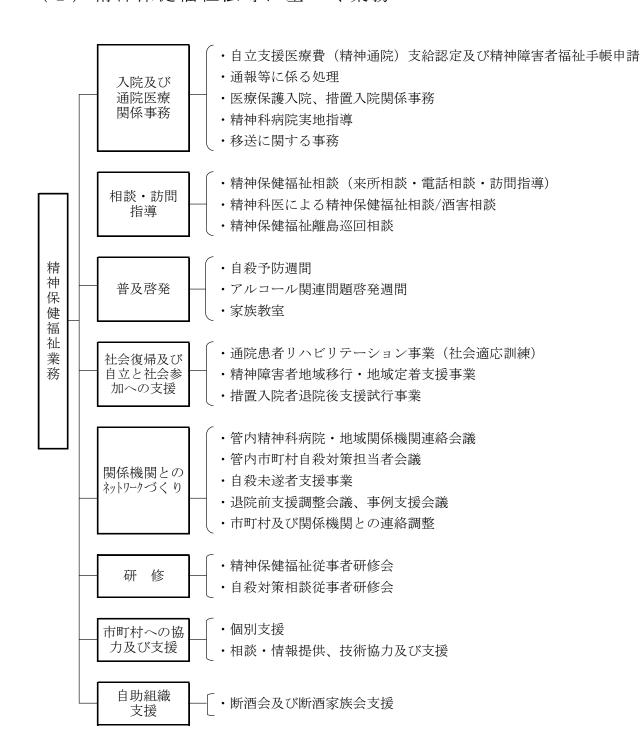
- 1 精神保健福祉事業
- (1)精神保健福祉法等に基づく業務
- (2)相談業務
- (3)普及啓発活動
- (4) 社会復帰事業
- (5)関係機関とのネットワークづくり
- (6)精神保健福祉研修会
- (7)自助組織支援

## 1 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」及び「自殺対策基本法」に基づき、精神疾患の早期治療の促進及び適正医療の提供や、自立、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、下記の業務を行っている。

## (1) 精神保健福祉法等に基づく業務



## ア 自立支援医療費 (精神通院)支給認定状況 (障害者総合支援法第58条)

通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成18年4月より「障害者自立支援法」(※1)が施行され、「自立支援医療費(精神通院)」へ移行した。自立支援医療費の9割は医療保険各法及び公費で負担され、1割は原則自己負担であるが、沖縄県では復帰特別措置法に基づき、その1割についても公費負担となっている。 (※1 平成25年4月「障害者総合支援法」施行)

表1 市町別·疾病分類別自立支援医療費(精神通院)支給認定者数

平成30年度

	F0					F1				F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	1 /3/	<b>Q</b> 0 0	, I /X
	16 症状性を含む器質性精神障害	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症	左記以外の器質性精神障害	r よび行動の障害 1 精神作用物質使用による精神お	び行動の障害アルコール使用による精神及	障害	及び行動の障害精神作用物質使用による精神アルコール、覚せい剤を除く	及び妄想性障害統合失調症型障害	53 気分(感情)障害	「害および身体表現性障害 神経症性障害、ストレス関連障	連した行動症候群生理的障害及び身体的要因に関	行動の障害 成人のパーソナリティーおよび	r 精神遅滞(知的障害)	18 心理的発達の障害	r する行動および情緒の障害 外 小児期および青年期に通常発症	てんかん	その他	計 (人)
那覇市	1,177	640	88	237	212	406	355	21	30	2,858	3,693	805	17	22	64	661	145	810	2	10,660
浦添市	361	198	22	70	71	75	63	6	6	905	1,078	175	2	4	18	323	57	308	2	3,308
糸満市	182	76	10	35	61	82	70	8	4	499	506	110	2	6	19	117	27	182	3	1,735
豊見城市	128	58	13	27	30	50	47	0	3	383	490	119	4	4	7	105	31	144	7	1,472
南城市	115	63	10	19	23	43	39	1	3	354	302	75	2	0	18	100	21	132	0	1,162
西原町	74	44	2	13	15	27	22	1	4	279	350	77	1	8	21	67	26	116	2	1,048
与那原町	41	22	6	6	7	13	12	0	1	140	176	42	1	2	1	38	7	51	0	512
南風原町	120	68	10	23	19	32	30	2	0	291	301	69	3	1	9	64	10	141	0	1,041
久米島町	10	5	3	2	0	1	1	0	0	59	22	6	0	0	0	5	8	18	0	129
八重瀬町	55	35	5	8	7	28	26	1	1	272	229	46	3	7	22	43	9	111	4	829
渡嘉敷村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
座間味村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	0	0	1	1	0	1	0	14
粟国村	3	0	1	0	2	2	2	0	0	8	5	1	0	0	0	0	0	4	0	23
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	2	0	9
南大東村	17	11	0	4	2	0	0	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	25
北大東村	2	0	0	2	0	1	1	0	0	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	15
計(人)	2,287	1,222	170	446	449	760	668	40	52	6,063	7,170	1,529	35	54	180	1,524	341	2,021	20	21,984

#### 図1 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請総件数



管内市町村で受け付けた「新規・再認定・変更」等の申請は、 保健所へ進達され処理される。

過去5年間の申請総件数は、年 1,000件ペースで増加している。

## イ 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (精神保健福祉法第45条)

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は2年間で、更新することができる。

表2 市町村別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数

平成30年度

\ 市町村	那	浦	糸	豊	南	西	与	南	久	八	渡	座	粟	渡	南	北	計
	覇	添	満	見	城	原	那	風	米	重	嘉	間	玉	名	大	大	$\overline{}$
	明月	101/2	刊叫	城	711	/爪	原	原	島	瀬	敷	味	凹	喜	東	東	件
等級	市	市	市	市	市	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	)
1級	558	191	108	99	58	46	24	84	7	79	1	1	1	0	1	0	1,258
2級	1876	499	231	180	134	146	64	147	26	112	0	0	1	3	1	0	3,420
3級	536	125	72	73	37	35	23	29	3	27	0	1	0	1	0	1	963
計(件)	2970	815	411	352	229	227	111	260	36	218	1	2	2	4	2	1	5,641

## ウ 医療保護入院届出状況 (精神保健福祉法第33条1項・3項・4項)

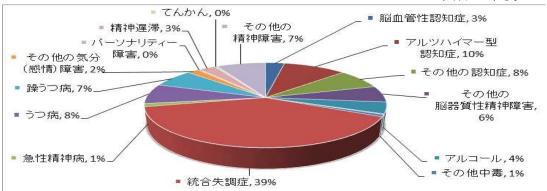
自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行う入院制度である。入院日から10日以内に知事への届出が必要である。

表3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数

	脳	器質性	精神障	害	中毒	性精神	障害										
	脳血管性認知症	認知症アルツハイマー 型	その他の認知症	脳器質性精神障害その他の	アルコール	覚醒剤	その他中毒	統合失調症	急性精神病	うつ病	躁うつ病	(感情)障害	障害 パーソナリティー	精神遅滞	てんかん	その他の精神障害	合計(件)
H30	36	119	90	74	52	3	10	471	14	90	81	22	4	31	5	93	1,195
H29	30	100	87	74	35	1	9	501	1	67	79	37	7	32	4	81	1,145
H28	21	64	100	42	30	2	11	486	4	74	26	51	7	24	2	84	1,028

医療保護入院届出数は年々増加し、平成30年度は1,195件で平成29年度より50件増加している。疾患別で見ると統合失調症が471件で最も多く、次いでアルツハイマー型認知症が119件、その他の認知症及びうつ病が90件となっている。





疾患別医療保護入院者割合は統合失調症が最も多く、全体の約4割を占めている。

## エ 申請・通報・届出、措置診察等の状況

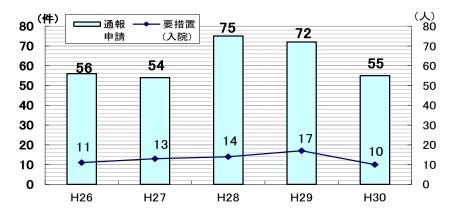
措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者(疑いのあるものを含む)に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

事項			左の片	引 訳(件)		酪	認の調	診察を受り	けた者(人)
年度	には は は は は 等 件 数 ・ 通報・	申一 請般 人 の (法第22条)	警察官通報 (法第23条)	届管精 出理神 お院 (法第26条の2)	そ の 他 (法第27条第2項	(件) (法第7条)	めた者(人) 必要がないと ない診察	要措置(法第29条)	措置不要
平成26年度	56	4	52	0	0	0	43	11	2
平成27年度	54	0	53	1	0	0	40	13	1
平成28年度	75	0	74	1	0	0	59	14	2
平成29年度	72	5	67	0	0	0	52	17	3
平成30年度	55	1	53	1	0	1	41	10	4

表4 年度別申請・通報・届出・措置鑑定診察等の状況

#### 図3 申請・通報件数と措置入院者数の推移



平成30年度の通報・ 申請件数は55件で、前 年度より17件減少して いる。又、指定医によ る診察の結果、要措置 (入院)と判断された のは10人である。

- オ 精神科病院実地指導 (精神保健福祉法第38条の6)
- (ア)目的:精神科病院の実施指導及び実施審査をすることで、よりよい精神医療 と適切な管理運営を図り、精神保健福祉施策の推進と質の向上を目的 とする。
- (イ) 概要:「沖縄県行政機関設置条例」第5条により当保健所の所管区域とされている市町村にある13病院に対し、平成30年9月~平成31年1月の期間で実施した。
- (ウ) 主な指導項目(沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋)
  - ①過去の実施指導に対する改善状況について
  - ②精神科病院内の設備等について
  - ③医療環境について
  - ④精神保健指定医について
  - ⑤指定病院について
  - ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
  - ⑦入院患者の通信面会について
  - ⑧入院患者の隔離及び身体拘束について

## (2) 相談業務

ア 来所相談・電話相談・訪問指導 (精神保健福祉法第47条・48条)

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談 や在宅療養者及び回復途上者の自立・社会参加に向けた相談等であり、精神保健福 祉相談員と保健師が対応している。

表5 相談状況

平成30年度

			延人員(人)												
	実人員(人)	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	その他	Ħ						
来所相談	109	2	2	30	0	4	21	109	168						
電話相談		20	11	224	19	23	95	1,515	1,907						
訪問指導	99	2	6	36	0	4	13	272	333						

来所相談・電話相談・訪問指導の「その他」は、医療中断者や未治療者の受診相談、 在宅療養者の生活相談等が多い。

- イ 精神科医による精神保健福祉相談 (精神保健福祉法第47条)
- (ア)目的:精神障害者(疑いも含む)やその家族及び支援関係者が、精神科医師による医学的判断や対応等に関する助言、必要な保健・医療・福祉サービスの情報を得ることができ、対象者が安心して生活できることを目的とする。

(イ) 日時:毎月1回 原則第4水曜日 午後2時~4時(予約制)

(ウ)場所:南部保健所 精神相談室又は訪問先等

(エ) 方法:来所相談、家庭訪問

表6 精神科医による精神保健福祉相談実施状況

	実施	相談	相談			相談	種別			相談内容				
年度			延人員(人)	老人精神保健(人)	アルコール (人)	薬物 (人)	思春期 (人)	心の健 康づくり (人)	その他 (人)	受診の 相談 (人)	病気の 有無判断 (人)	対応に ついて (人)	その他 (人)	
平成28年度	5	6	7	_	1	-	_	3	3	2	1	3	1	
平成29年度	9	13	13	1	1	-	_	3	8	3	5	6	1	
平成30年度	5	5	5	_	_	-	_	_	5	1	3	5	_	

\*その他(未治療者、治療中断者、ひきこもり等)

## ウ 酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒 者本人やご家族に対し、月1回相談に応じている。

表7 酒害相談実施状況

	-	-	
年度	実施回数	相談実数(断酒会に繋がった人)	相談延数
十 <b></b>	(回)	(人)	(人)
平成28年度	8	5 (2)	8
平成29年度	6	5 (4)	6
平成30年度	3	3 (0)	3

## 工 精神保健福祉離島巡回相談

(ア)目的:地理的条件などから治療中断や患者の潜在化がおこりやすい離島町村で精神巡回相談を実施し、離島町村が患者及び家族生活を支援していけるように推進する。さらに、役場や診療所、本島の病院等の関係機関と連携を図り、精神保健福祉の充実を図る。

## 表8 離島巡回相談実施状況

平成30年度

mr++ 62	実施	状況	相談	件数	7.00/16
町村名	回数 (回)	日数(目)	来所 (件)	訪問 (件)	その他
久米島町	2	2	2	1	事例検討2件、緊急時体制の確認
渡嘉敷村	1	1	1	0	事例検討3件、緊急時体制の確認
座間味村	1	1	0	0	緊急時体制の確認
粟国村	2	4	2	12	断酒会へ参加、緊急時体制の確認
渡名喜村	2	4	6	1	事例検討1件、関係者会議、緊急時体制の確認
南大東村					
北大東村	1	2	0	0	緊急時体制の確認、精神保健事業における課題及び島 の概況と個別支援事例の確認
合計	9	14	11	14	

## (3)普及啓発活動

## ア 家族教室

(ア)「アルコール依存症家族教室」

①目的:アルコール問題を抱える家族が、「アルコール依存症」について疾病 の詳細およびアルコール依存症本人への対応を理解し、回復のために 必要な医療機関や相談機関、自助グループ等の活用方法を学ぶ事がで きる。また、家族同士の情報交換や交流を図ることで、回復のために 何をしたらよいかを考える機会とする。

②対象者:アルコール問題に困っている家族

③場所:南部保健所

表9 アルコール依存症家族教室開催状況

開催日	内 容	参加人数
(第1回) 平成30年 10月15日	・南部保健所におけるアルコール関連相談状況 ・講話「アルコール依存症とは」 講師 糸満晴明病院医師 平田雄三 氏 ・当事者体験談発表 ・家族体験談発表 ・交流会	15人
(第2回) 平成30年 10月22日	・講話「アルコール依存症とは?家族にできることは?」 講師 糸満晴明病院医師 平田雄三 氏 ・講話「コミュニケーションを練習する~相手に伝わる 話し方のコツ・CRAFTを活用して~」 講師 担当保健師 ・交流会	15人

# (4) 社会復帰事業

ア 通院患者リハビリテーション事業(社会適応訓練事業)

精神障害者を協力事業所に一定期間通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養うことで、再発防止と社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### 表10 通院患者リハビリテーション事業実施状況

平成30年度

切上古光ごの光径叫	训练开办	訓練	生(人)	事業所	(か所)
協力事業所の業種別	訓練内容	前期	後期	前期	後期
サービス業	バイクの整備	1	1	1	1
飲食店	清掃、仕出準備等	2	3	1	1
障害者福祉事業	事務補助	3	0	1	0
合計 (	(延)	6	4	3	3
(実人員・実	事業所数)		8		3

訓練生8人の内訳は、本事業の訓練終了が6人(就労訓練へ移行が2人、地活継続が4人)、訓練継続が1人、訓練中止が1人である。

## イ 措置入院者退院後支援試行事業

- (ア)目的:精神障害者が、退院後にどこの地域で生活することになっても必要な 医療を継続でき、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加促進等、 包括的な支援を受けられるようにする。
- (イ) 実績:2人(試行事業対象者5人中)
  - ※平成30年度は、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を踏まえた退院後支援の取り組みを試行的に行なった。

## (5) 関係機関とのネットワークづくり

ア 管内精神障害者地域移行・地域定着事業連絡会議

- (ア)目的:管内市町村・医療機関・地域支援機関等が連携を強化し、長期入院 精神障害者の地域移行を促進する。
- (イ) 日時: 平成30年10月12日(金)
- (ウ)場所:南部保健所
- (エ)内容:南部保健所管内の精神保健福祉の現状について

南部保健所の取り組み

事例報告「33年間の入院から退院へ」

意見交換

(才)参加人数:27人(精神科病院職員、市町村職員、相談支援事業所)

#### イ 自殺未遂者支援事業

- (ア)目的:自殺未遂者等や家族に対し適切な支援、再企図防止のため、管内救急告示病院、市町村と自殺未遂者支援ネットワーク構築を図る(浦添市、浦添総合病院との取組み)。
- (イ) 日時:第1回 平成30年6月19日 (火) 第2回 平成30年12月18日 (火)
- (ウ)場所:浦添総合病院
- (エ) 内容:事例報告検討(事例報告、支援事業流れ等の調整)

(オ) 参加者:第1回 浦添総合病院(救急部、看護部、地域連携室等)、浦添市 役所(健康づくり課)、南部保健所

> 第2回:浦添総合病院(救急部、看護部、地域連携室等)、浦添市 役所(健康づくり課)、南部保健所

## (6)精神保健福祉研修会

ア 精神保健福祉従事者研修会 ~アルコール相談に自信が持てる~

(ア)目的:長期にわたり支援が求められるアルコール依存症の相談に従事する者が、相談の在り方や、家族へ適切な継続支援ができるよう、人材育成並びに資質向上を目的とする。

(イ) 日時:平成30年9月11日(火)

(ウ) 場所:南部保健所

(エ) 内容:講話及びグループワークによる事例検討

(才)講師:独立行政法人国立病院機構琉球病院 医師 栗原 雄大 氏 医療法人晴明会糸満晴明病院 精神保健福祉士 鈴木 真理 氏

(カ)対象:アルコール依存症の相談に従事する者(市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域活動支援センター、社会福祉協議会等)

(キ) 参加人数:51人

## イ 自殺対策相談従事者研修会

- (ア)目的:相談従事者及び市町村職員が、地域住民を支援していく中で自殺リスクの高い人と出会う可能性に気付き、自殺を考える人や自殺未遂者への理解を深め、面談方法及びリスク評価、家族及び他機関との連携等について学び自殺関連相談及び自殺未遂者支援に活かすことを目的とする。
- (イ)対象者:管内市町村保健師、地域包括支援センター相談員、社会福祉協議会相談員、相談支援事業所相談員
- (ウ)場所:南部保健所

表11 自殺対策相談従事者研修会開催状況

開催日	内容	参加人数
	テーマ:自殺を考える人及び自殺未遂者支援(基礎編)	
	内容:①南部管内の自殺未遂者の現状報告	
平成31年	②講話(心理と対応法、自殺のリスク評価、他	
1月16日	機関との連携等)	25人
	方 法:講話、ロールプレイ	
	講 師:医療法人フェニックス 博愛病院 副理事長	
	精神科医 仲本 譲	
	テーマ:事例に応じたリスク評価及び支援方針	
	内容:①基礎知識の振り返り	

平成31年 2事例検討(対象に応じたリスク評価及び支援 1月25日 方針、他機関連携等) ③相談を受ける側のメンタルヘルスについて 方 法:講話、事例検討(グループワーク) 講 師:医療法人フェニックス 博愛病院 副理事長 精神科医 仲本 譲

# (7) 自助組織支援

## ア 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表12 管内断酒会開催状況

平成30年度

名 称	日時	時間					
糸満晴明病院断酒会			糸満晴明病院				
浦添断酒新生会	毎週月曜日		浦添市保健相談センター				
しまじり断酒糸満例会			糸満市障がい者生活支援センター				
豊見城南山支部	毎週水曜日		豊見城市字金良58				
南部断酒会		19:00~21:00	豆兄城川于並長56				
浦添断酒会	<b>台</b> 田		浦添市保健相談センター				
豊見城断酒会	毎週金曜日		豊見城市社会福祉センター				
久米島断酒会			県立総合精神保健福祉センター				
栗国断酒会	月2回(火)		粟国総合福祉センター				
とよみ日曜昼例会	毎週日曜日	15:00~16:30	県立総合精神保健福祉センター				

## 表13 管内断酒家族会開催状況

名 称	定例日	時間	場所
しまじり断酒新生	毎月	14:00~16:00	南部保健所
家族会	第3日曜日		
豊見城断酒家族会	毎月	14:30~16:30	豊見城市社会福祉センター
	第1日曜日		